

共同入札の納付手続き

1 共同入札とは

- (1) 一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売物件が不動産（土地や建物など）である場合、共同入札することができます。
- (3) 共同入札される方の中から1人の代表者を決めてください。実際の公売参加申し込み手続や入札手続などについては、当該代表者のログインIDで行います。

2 必要書類の提出

- (1) 共同入札を行うためには、以下のア～エの書類が必要です。
 - ア 「公売保証金納付書兼返還請求書」【関係様式のダウンロード集（ネット公売）掲載】
 - ※提出にあたっては、『銀行振込などによる公売保証金の納付手続』をご覧ください。
 - ※右下余白に、必ず「共同入札」と記載してください。
 - イ 「委任状（共同入札用）」【関係様式のダウンロード集（ネット公売）掲載】
 - ※上記委任状をダウンロードし、委任者・受任者双方の氏名（名称）と住所（所在地）を記入してください。
 - ※委任者・受任者双方の実印を押印してください。
 - ※例えば、3人で共同入札する場合、代表者以外の2人から代表者への委任状がそれぞれ1通ずつ必要です。したがって、あわせて2通の委任状を提出することになります。
 - ウ 「共同入札者持分内訳書」【関係様式のダウンロード（ネット公売）集掲載】
 - ※上記内訳書をダウンロードし、共同入札者全員の氏名（名称）と住所（所在地）および各共同入札者の持分を記入してください。
 - ※「委任状（共同入札用）」および「共同入札持分内訳書」に記載された内容が、共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、公売物件を落札された場合でも所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。
 - エ 印鑑証明書（共同入札者全員分）
 - ※印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

(2) 代表者の方は、(1)の書類を下記送付先に配達記録郵便で送付してください。

なお、入札開始日の2日前(土日・祝日などを除く)までに執行機関が提出を確認できない場合、入札することができませんのでご注意ください。

(送付先)

〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1
杵築市役所 税務課 収納係あて

3 公売保証金の納付および返還

(1) 納付および返還にあたっては、『銀行振込などによる公売保証金の納付手続』をご覧ください。

(2) 共同入札を行う場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

4 落札後の注意事項

(1) 共同入札者が買受人(最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者)となった場合、執行機関は、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに公売物件の売却区分番号、整理番号、執行機関の連絡先などを記載したメールを送信します。

代表者はメールを受け取ったらできるだけ早く、執行機関に電話で連絡してください。今後の手続について担当職員がご説明します。

(2) 買受人となった場合、代金納付期限までに買受代金を納付してください。代金納付期限までに執行機関が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

(3) 登録免許税、買受代金の振込手数料、書類の郵送料など、物件の買受けのための費用は、全て買受人の負担となります。登録免許税の額が3万円以下であるときは、当該登録免許税に相当する印紙を提出することができます。

(4) 買受人となった方は、代金納付期限までに以下の書類を執行機関に提出してください。

ア 執行機関が買受人へ送信したメールをプリントアウトしたもの

イ 共同入札者全員の住所(所在地)を証明する書類

※個人の場合は住民票など、法人の場合は商業登記簿抄本などが必要となります。

ウ 「所有権移転登記請求書(不動産用)」【関係様式のダウンロード集(ネット公売)掲載】

※上記請求書をダウンロードし、太枠内に共同入札者の氏名（名称）および住所（所在地）を記入し、共同入札者の実印を押印してください。

なお、「所有権移転登記請求書」は、共同入札者全員から提出する必要があります。

エ 「共有合意書」【関係様式のダウンロード集（ネット公売）掲載】

※上記共有合意書をダウンロードし、共同入札者全員の氏名（名称）と住所（所在地）および各共同入札者の持分を記入してください。

また、持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。

※共同入札者全員の署名および実印の押印が必要です。

オ 権利移転の許可書または届出受理書（公売物件が農地を含む場合）

カ 郵便切手 1, 500円分

※登記嘱託書の郵送料となります。

(5) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて、共同入札者全員に交付します。

なお、所有権移転登記の際に「売却決定通知書」の正本が必要な場合がありますので、執行機関でいったん「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。お預りした「売却決定通知書」は、登記完了後、お返しします。